

教育委員会

教育委員会	文化振興課	愛媛県県民文化会館管理業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		368,332,100
委託契約：平成 17 年度まで随意契約 平成 18 年度指定管理者制度		委託先：愛媛県関連財団

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県県民文化会館の管理および使用料の徴収業務を県関連財団に外部委託している。平成 17 年度までは随意契約であったが、平成 18 年度においては愛媛県は地方自治法第 244 条の 2 の改正にともない、「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例」において指定管理者が管理を行う公の施設として 20 の施設を定めているが、愛媛県県民文化会館もこの一つである。

具体的な内容としては、指定管理者業務仕様書によると

①会館の事業の実施に関する業務

②利用の許可に関する業務

- a. 利用の許可、b. 施設等の利用制限に関する事項、c. 施設等の利用の許可の制限に関する事項、d. 利用料金の設定

③利用料金の収受に関する業務

- a. 利用料金の収受、b. 利用の受付、許可、c. 利用の案内、d. 施設等の利用方法と注意事項の説明

④利用促進に関する業務

- a. 芸術文化事業、b. 宣伝広報、c. 誘致活動

⑤施設等の維持管理に関する業務

- a. 施設保守管理業務、b. 保守点検業務 c. 建築物環境衛生管理業務 d. 備品管理業務
e. 植栽管理業務 f. 清掃業務 g. 保安警備業務 h. 駐車場管理業務 i. その他の業務
j. 修繕等の費用負担区分 k. パスポートセンター部分の管理

⑥その他会館の管理運営に必要な業務

- a. 組織体制及び人員配置等 b. 事業計画書の作成等 c. 関連団体との連絡調整
d. 事業評価業務 e. 指定期間終了後の引継ぎ業務 f. 個人情報保護義務 g. 監査
h. 指定管理業務期間の前に行う業務 i. リスクの分担及び保険への加入 j. その他
となっている

(2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは、県条例に基づき財団法人愛媛県文化振興財団との随意契約により委

託がなされていた。平成18年度に指定管理者制度が導入された。説明会には20社が参加したが、このうち指定応募参加は2社であり審査の結果、引き続き財団法人愛媛県文化振興財団が委託先に選定されている。契約期間は、3年である。

①指定管理者となった財団法人愛媛県文化振興財団

平成18年3月末現在、愛媛県が基本財産の79.09%を保有する財団であり、役員並びに評議員に愛媛県文化界の名だたる方々が名前を連ねている組織であり、愛媛県OB及び愛媛県より派遣された職員を含めた財団職員により運営されている。

②財団法人愛媛県文化振興財団の財政状態、経営成績

平成17年度末時点の総資産19億円、負債1.65億円、正味財産18億円弱と財政状態は問題ない。又同財団は県民文化会館以外に生活文化センター管理、文化活動等の収入があり、補助金等も含めて5.17億の収入がある。収支は以下の通りである。

基本財産運用収入	15,140		
事業収入	27,810		
使用料収入	13,558		
委託料収入	399,032	---	うち県民文化会館 368,332
補助金収入	59,032		
その他	3,080		
			517,652
事務費			
人件費	127,369		
事務費	990		
			128,359
事業費			
県民文化会館	275,883		
生活文化センター	20,981		
文化活動	62,471		
使用料	13,558		
特定預金支出	11,018		
消費税	6,125		
			390,036
(3) 委託金額の決定方法			518,395
収支			-743

平成17年度までは、財団職員人件費および業務・保守業務委託費の見積額の積上げにより算定している。平成17年度の予定価格の内訳を見てみると、人件費として133,929千円(財団職員10人、臨時職員1人、県派遣職員1人、技術職員2人委託料、人材派遣職員3人)、業務委託3件・保守委託17件の再委託料として140,410千円(消費税相当額を含む)、およびその他の需用費等として97,994千円となっている。なお、人件費については別途県派遣職員給与分として31,932千円が予算計上されている。

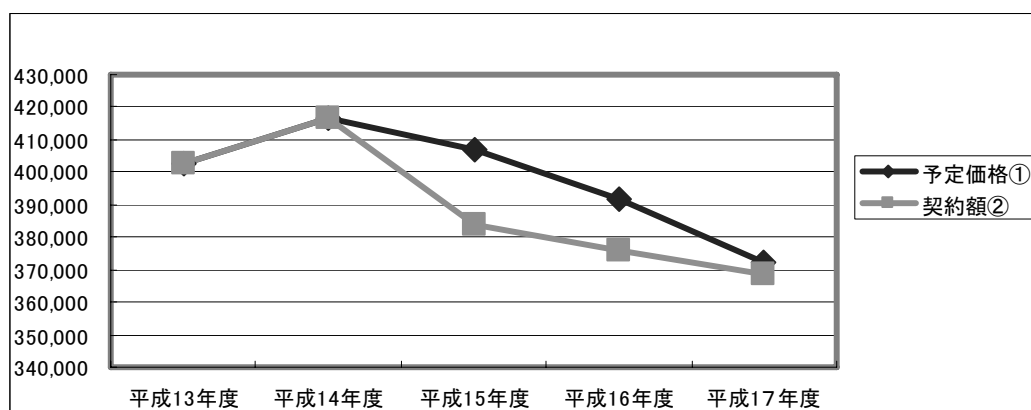
	委託料予算	補助金	合計	比率
人件費	133,929	31,932	165,861	41%
再委託料	140,410	0	140,410	35%
需用費等	97,994	0	97,994	24%
合計	372,333	31,932	404,265	100%

過去5年間の予定価格と契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格①	402,471	416,412	406,736	391,508	372,333
契約額②	402,470	416,411	383,873	375,918	368,332
②/①率	100.0%	100.0%	94.4%	96.0%	98.9%
前年度差額	0	13,941	△ 32,538	△ 7,955	△ 7,586
収入実績	166,083	159,381	138,534	177,173	174,049
受託業者	財) 愛媛県文化 振興財団	同左	同左	同左	同左

予定価格と契約金額とをグラフにしておくので参照されたい。



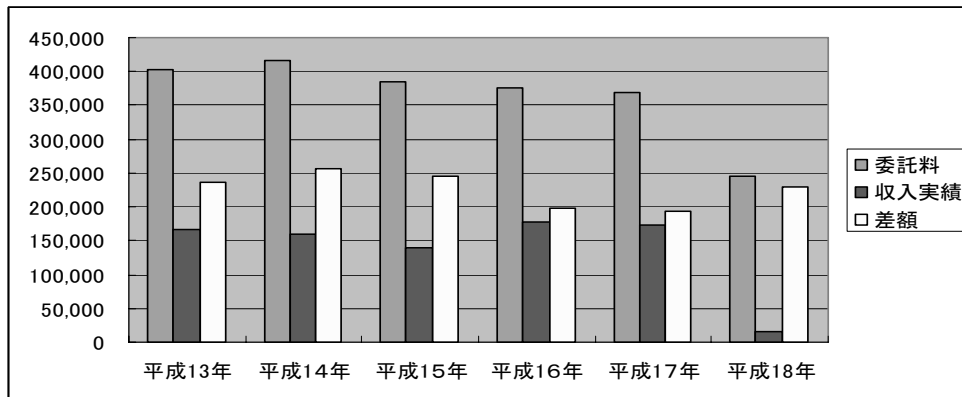
平成18年度の指定管理者制度に基づく契約金額は、245,369,000円となっている。また、平成18年度からは、会館使用料収入代金について県の収入には計上されず、直接委託者の収入となっている。この点を考慮して、県民文化会館に係わる県の実質負担額の推移を比較してみると、以下の推移となっている。

(単位:千円)

過去5年分実績	委託料	収入実績	差額
平成13年	402,470	166,083	236,387
平成14年	416,411	159,381	257,030
平成15年	383,873	138,534	245,339
平成16年	375,918	177,173	198,745
平成17年	368,332	174,049	194,283
平成18年	245,369	15,422	229,947

*平成18年度については、指定管理者に対する委託料であり、収入欄は、レストラン等使用料予算額である。

これをグラフにしてみると以下のとおりである。



会館の事業収入が伸び悩み、県として委託料を抑えてきた結果、実質負担額が平成17年度まで減少してきていたが、平成18年度において指定管理者制度をとった場合の委託費は増加している。これは18年度新たに生じた大規模修繕86百万円の支出及び文化会館西側の駐車場収入20百万円を加味した計画であり、229百万円より、この部分を差し引くと163百万円の負担となる。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、事業計画書及び収支予算書の提出、月次の管理運営状況及び年間の実績報告書の提出を通じて、委託業務の執行状況を管理・確認しているとのことである。

II. 監査結果

(1)愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例に基づく指定管理者の選定については、第一回の書類審査と第二回目の面接審査によっている。公募の際の説明会に20社が興味を示していたが、実際に申請し審査を受けたのは、財団法人愛媛県文化振興財団と民間から1社のみであった。この申請者が少なかった理由は不明である。県としての具体的方針は、a) 県内事業者に限る。b)文化事業と施設管理を合わせて総合的に判定。ということであったらしいが、毎年上述のような多額の負担をしてきたところ、又文化事業ということに対して、そもそも県内事業者という枠をはめる必要があったのかどうか、疑問が残る。さらに、指定管理者候補選定審査会における審議内容をみるに、文化事業と施設管理を区別せずいっしょにして議論していると思われる。文化事業については、指定管理の対象から除外しても構わないのではないかと疑問が残る。地方自治法244条の2、第3項に定めた指定管理者制度の法意は民間活力を取り入れることにあるはずであり、委託する事業を区分することで民間の参入がしやすい土壌ができるのであるならば、文化事業を対象から除外する方法もあったのではないかと疑問も残る。(意見)

(2)指定管理者となった財団法人愛媛県文化振興財団は、個別の企業や大学への誘致活動や市民参加型イベント等についての方針を明確に示しているが、指定管理者の公の施設の管理の検証として、それらの取り組みがどの程度できているかについて行っていただきたい。(意見)

教育委員会	保健スポーツ課	愛媛県武道館管理運営委託
委託形態：随意契約		委託先：財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
平成 17 年度年間委託料(円)		182, 918, 639

I. 委託業務の内容の検討

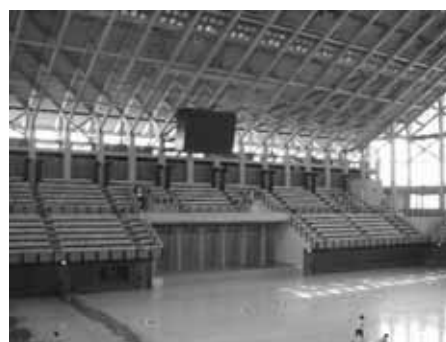
(1) 委託業務の概要

愛媛県武道館の管理運営、使用料の収納事務を財団法人愛媛県スポーツ振興事業団に委託している。

(2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは 1 社随意契約である。委託先は、地方自治法 244 条の 2 第 3 項において「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」とあり、これに基づき定められた「愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例」第 3 条により財団法人愛媛県スポーツ振興事業団としていた。

平成 18 年度においては平成 15 年改正地方自治法 244 条の 2 第 3 項において「指定管理者制度」が導入され、一部改正後の「愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例」第 4 条により指定管理者の募集がなされたが、指定管理者候補選定審査会選定結果によると指定管理者として財団法人愛媛県スポーツ振興事業団が選定されている。



① 指定管理者の募集

愛媛県は平成 17 年 9 月、当愛媛県武道館について指定管理者を募集している。募集要項を見ると、申請資格、審査項目や審査方法等が詳細に記載されている。また、県が指定管理者に支払う委託料は、年間 167, 536 千円(消費税含む)を上限として、予算の範囲内で、年

度ごとに締結する協定書で定めることが明記されている。

② 指定管理者の決定

施設の指定管理者候補者の選定を審査会で行い、この結果を受け、平成17年12月定例議会において、施設の指定管理者を指定する旨の議決を経て、本件指定管理者が決定された。

審査項目は、

- a)適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。(施設の維持管理を行うための組織の規模、財政基盤、実績等を有すること、武道その他のスポーツの振興やスポーツ事業等を行うための組織の規模、財政基盤、実績等を有すること等が含まれる)
- b)利用者へのサービス向上が図られる計画か。
- c)収入確保及び経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。

といった観点で6名の有識者審査員によって評点されているが、他の指定管理者制度導入のところで述べたように、審査にどの程度の時間が費やされ、どのようなことについて議論が戦わされたのか等は明確でない。いずれにせよ、民間業者1社と財団法人愛媛県スポーツ振興事業団が比較された上で財団法人愛媛県スポーツ振興事業団に決定されている。

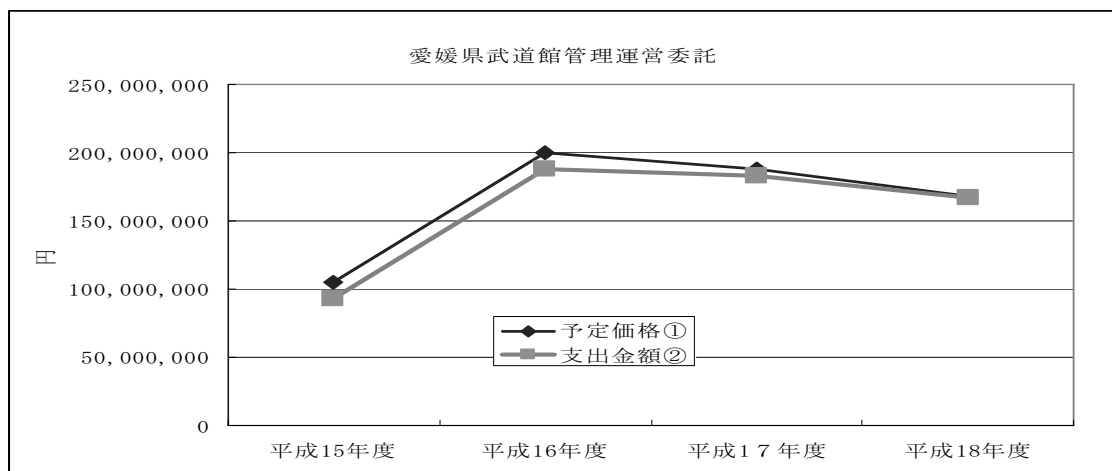
(3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(計画)
予定価格① ￥	105,235,500	200,185,650	188,208,300	167,536,000
支出金額② ￥	92,971,000	187,936,411	182,918,639	166,536,000
②/①%	88.35%	93.88%	97.19%	99.40%
前年度差額	-	94,950,150	-11,977,350	-20,672,300
受託業者	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団	財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

※平成15年度は契約期間は6ヶ月である。

平成18年度は指定管理者としての募集によるものである。



(4) 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団の財政時様態、経営成績と計画

現金預金	51,089	未払金	44,661
その他流動資産	1,816	預り金	1,524
基本財産	750,203	退職手当引当金	54,724
その他固定資産	56,634	正味財産	758,833
資産合計	859,742	負債・正味財産合計	859,742

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(予算)
委託料収入				
武道館	88,544	178,987	174,208	158,606
県総合運動公園	165,200	162,376	160,833	
その他	60,710	36,218	25,456	183,676
補助金収入	314,454	377,581	360,497	342,282
使用料、参加料、指導員派遣収入	67,383	91,882	94,663	40,009
雑収入	5,970	7,504	9,825	87,491
収入合計	390,862	483,554	471,733	475,420
事業費				
武道館	118,068	233,340	229,973	207,381
県総合運動公園	165,210	162,378	170,039	219,459
その他	67,827	41,600	33,473	4,860
管理費	351,105	437,318	433,485	431,700
支出合計	745,672	491,338	476,442	39,860
収支差	425,672	486,456	481,127	471,560
	-34,810	-2,902	-9,394	3,860

基本財産運用収入等の直接事業に係るもの以外は除いている。

補助金収入は県より派遣の人員費負担である。平成18年度はこれを減少させているが、その分財団の人員費も減少している。

財団法人愛媛県スポーツ振興事業団は愛媛県が基本財産の65%以上を出捐している財団であり、指定管理者制度導入に合わせて現在は引き上げているが、平成17年度までは県より6名の派遣職員がいたように人的、物的関係も深い関係にあるとともに上記貸借対照表で示すような基金のある財団である。

さて、指定管理者制度導入に合わせて愛媛県が167,536千円という委託料を設定しているが、財団法人愛媛県スポーツ振興事業団の平成18年度予算における愛媛県武道館の委託料収入計画を税込み167,536千円(税抜き158,606千円)としている。又平成17年度まで県が直接収入としていた委託料を財団の収入とするため武道館施設使用料42百万円を計上している。(上記の87,491千円に含まれている。)

(5) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

県から財団に人材が派遣されており、事業報告、事業計画の策定その他、保健スポーツ課に随時報告がある。

II. 監査結果

(1) 指定管理者制度導入に関連して

他の施設管理にかかる指定管理者制度適用に際しての指定管理者制度決定の過程について述べたことがこの愛媛県武道館の指定管理者決定に際してもいえると思われる。

指定管理者制度が「民間活力を公の施設の活用に」という法意でもってつくられた経緯か

ら、指定管理者選定のための制約内容は目的達成のために必要最低限の基準であるべきである。例えば、

イ) 指定管理者制度導入に当たってのスポーツ振興等の武道館の設置目的を達成するために施設管理を行うのであるから「施設管理」と「スポーツ振興」は不可分であり、このような一体となった施設管理手法を主張されるが、あくまで監査人の見方としては、そのような考え方を貫くなら、指定管理者制度をつくった目的、民間の活力導入といううたい文句は何なのかという疑問を持たざるを得ない。だから、敢えて「このような見方もある」として言わせていただくと、目的と手段・方法においては目的が優先されるべきであり、そうなると、やはり手段・方法を再検討し、指定管理者募集に当たってスポーツ振興と施設管理をいっしょにみない方法、例えば施設管理は指定管理者制度で、スポーツ振興は財団への事業委託でといったように分ける方法も検討すべきである。その場合においても、施設管理としては一の指定管理者が管理するのであるから「責任の所在を明確にするため、一つの公の施設には一つの指定管理者が原則」ということに何ら反しないと思われる。(意見)

ロ) 施設管理そのものについても、類似施設の施設管理実績の審査項目は審査員の解釈であるが、「同じような大規模な公共施設」というようにとってしまうと審査員の通常の民間業者に対する評価は財団に比べると大きく下がることになるろう。

もう少し工夫があってもよかったと思う。(意見)

ハ) 指定管理者選定のための審査会は有識者等 6 名によって構成されている。これに関してもっと議論した結果が見え、特に応募した民間業者に何処が不足しているのかを説明し、又民間業者の計画する案を議題として議論し、再チャレンジをしやすいような環境づくりがもっとあってもよかったと思われる。(意見)

(2) 委託業務の執行状況の検証について

当該業務は、指定管理者制度となれば指定管理者に包括的管理をしてもらうことになるろう。このような場合の管理方法として監査人は是非とも次のことを推奨したい。指定管理者及び指定管理者が再委託している業務がある場合、内部における安全性、効率性等を意識した業務マニュアルなり内部統制システムなりがあるかどうかの検討をすること、そしてこれがないのであるならばその作成を指示するとともに、必要十分なマニュアル等の作成のため協力すること、そしてその運用状況を確認することである。

又財団が愛媛県におけるものと同様な武道館内における業務再委託に際しての基準、例

えば入札制度等を持ち合わせているとのことであり、是非とも入札執行状況等を確認し、施設の効率的運用を実現しているかどうか検討して欲しい。(意見)

教育委員会	生涯学習課	昭和30年代の暮らし展示事業委託
委託形態: 指名競争入札		委託先: 榊丹青社
平成17年度年間委託料(円)		29,820,000

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

西予市宇和町の歴史文化博物館の中の展示物の展示内容を変えるという業務で昭和30年代の駄菓子屋や文房具屋、昭和30年代の応接間等の展示の更新を業務委託している。財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて行った。年度によって助成内容は変わり、毎年、希望調査を各県に行き、各県の要望にこたえる形で行われる事業の一環とされている。従来は予算をつけて行うことが無く、今回、大規模な更新を行った、平成17年度単年度事業である。予算の財源については、財団法人日本宝くじ協会が、全額費用負担した。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。

指名競争入札にしている理由は、昭和30年代の町並みを再現するという特殊な技能を必要とし、また博物館でも常設展示になるため、新規に参入する業者よりも、過去に実績のある業者である方がよいと判断したためとのことである。他県に聴聞する等して、結果的に4者を指名して入札を行ったという経緯である。

(3) 委託金額の決定方法

入札状況は以下のようになっている。

昭和30年代の暮らし展示事業委託

(千円)	平成18年
落札額(税込み)	29,820,000

会社名	第1回目	第2回目
A社	36,225,000	30,135,000
B社	38,535,000	30,240,000
C社	39,375,000	辞退

落札業者と2位業者の差額	315,000
--------------	---------

入札結果は上記の通りであるが、1度目の入札では、どの業者も予定価格を下回る入札金

額を提示しなかったため、2度目の入札で落札業者が決定している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の検証の方法であるが博物館の展示を専門的に行っている県の学芸員が、展示作業の進行状況等のチェックを行っている。そして業務の完了時に「検査調書」を作成し、確認検査を行い、当該県の学芸員が確認印を押している。再委託は原則禁止しており、内装を自前でできる免許を持った業者に入札を制限することによって実効性を保っていると判断した。

II. 監査結果

(1) 予定価格の算出及び入札に関する手順であるが、予定価格の算出は、財団法人日本宝くじ協会への助成申請時に同業者見積もりをとっており積算参考としている。その見積書をとったところと落札業者は同一である。ここで、入札の前の段階で指名業者に実施要領と基本設計図書を添付して通知しているのであるが、基本設計図書の作成については、地元業者に無料で依頼し、その後これを基にして県としての基本設計図書を作成し入札に望んでいる。このような貸し借りは、不当取引のリスクを招くと思われる。注意が必要である。(意見)

(2) 1度目の入札終了後、非公表であった1回目の裁定価格を公表したのであるが、それが適切な対応であるか、はっきりしない。工事等の入札制度を参考にしながら、入札の詳細な手順書やマニュアル等の作成が必要と思われる。(指摘)

経済労働部

経済労働部・産業政策課	愛媛国際貿易センター	管理運営業務委託
平成 17 年度年間委託料		309,494 千円
委託契約：随意契約		委託先：愛媛エフ・エー・ゼット株式会社

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

① 業務委託について

地方自治法第 244 条の 2 の改正にともない、平成 18 年度より愛媛県は「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例」において指定管理者が管理を行う公の施設として 20 の施設を定めているが、愛媛国際貿易センターもこの一つである。従前は、随意契約のもと、愛媛エフ・エー・ゼット株式会社(以下、「FAZ 社」という。)が受託してきたものである。

指定管理者の業務はつぎの 7 つである。指定管理者を募集する県報 (1690 号, 平成 17 年 9 月 2 日) から引用し紹介する。

- ・ センターの業務の実施に関する業務
- ・ センターの利用の許可に関する業務
- ・ センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- ・ センターの利用の促進に関する業務
- ・ センターの施設, 附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ・ その他知事が定める業務
- ・ センターが所在する建物の共用部分等の管理に関する業務

管理の基準として、「愛媛国際貿易センター管理条例(平成 17 年愛媛県条例第 59 号)」が規定されている。また、指定期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間でされている。

まずは、愛媛国際貿易センターそれ自体について紹介しておきたい。なお、施設それ自体や FAZ 社に関する問題提起は、平成 16 年度および 17 年度の包括外部監査報告書に詳述しているので参照されたい。

② 愛媛国際貿易センターについて

アイテム愛媛の通称で親しまれる愛媛国際貿易センター(International Trade & Exhibition Messe, Ehime)は、平成 8 年 3 月、総工費約 116 億円を投じて建築されたものである。

(イ) センターの目的

愛媛FAZ構想における国際産業交流の拠点となるよう次の機能を持つ施設として整備す

る。FAZとは、フォーリン・アクセス・ゾーンの略称であり、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（輸入・対内投資法）に基づき、輸入の円滑化のため、港湾・空港及びその周辺地域において設定された「輸入促進地域」のことである。

- a) 国際見本市や展示会、大規模な産業展示等の開催できる見本市開催機能
- b) 県内の物産観光の振興を図るための物産観光展示紹介機能
- c) 企業や一般県民に輸入品や輸入関連情報を提供できる輸入品常設展示紹介機能
- d) 貿易関連団体や企業が入居できるオフィス機能

(ロ) 基本方針

- a) 国の輸入促進事業の一翼を担う施設としてその機能を十分に果たせる施設であること。
- b) 海外からも注目されている愛媛FAZのシンボル施設として、本県をアピールし地域経済の発展に寄与しうる機能を有した施設であること。
- c) 地域環境との調和に配慮し、県民に親しまれる施設であること。
- d) 身体障害者、高齢者等の利用に十分配慮した施設であること。
- e) 各機能が有機的に連携のとれた施設であること。

(ハ) 外観と展示場

外観は曲線を豊富に用いたデザインである。相当のコスト高を招いたものと推察できる。また展示場は、大型トレーラが直接乗り入れることができる。催事がないときは静まりかえっている。中四国最大の規模を誇るフロア面積 4,500 m²の大展示場であって、5階建てのビルに匹敵する高さで、天井高 12~16m の無柱の大空間、国際標準ブース (3m×3m) なら 200 小間、椅子席では 4,500 席が余裕を持って設営できるとのことである。



[外観]



[大展示場]



[小展示場]

上記写真の他、アイテムえひめの各種設備・仕様はつぎのホームページでご確認いただきたい。<http://www.itemehime.com> である。

(二) 建築費

総額11,645百万円であり、愛媛県、FAZ社、日本貿易振興機構がこの116億円を負担し

ている。このうち愛媛県はその84.5%に及ぶ98.5億円を支出している。さらに、愛媛県は維持管理のために毎年2億円弱、10年で約20億円を負担している。

(ホ) FAZ社について

指定管理者制度移行以前、当施設は管理運営委託契約に基づきFAZ社が管理してきた。FAZ社に関する現状と問題点について、過年度の包括外部監査報告書を要約して示しておく。FAZ社の主な業務は①県から受託したアイテムえひめの管理運営、②自社所有のアイロット(「愛媛国際物流ターミナル」——輸出入貨物の倉庫、冷凍冷蔵庫棟、貸オフィス——)の賃貸収入(貸与先は港運業者、流通業者)である。詳細は後述する。

FAZ社の平成17年3月期の決算報告書を見ると、売上高は908,652千円、経常損失は40,273千円、当期純損失は44,558千円となっている。また、「会社に対処すべき課題」を見ると、そこには、赤字発生の原因について、「企業の海外進出が加速し、県内企業においても世界を舞台とした事業展開が進展する一方、リストラや物流コストの削減といった経営体質強化に向けた取り組みが本格化するなど、経済を取り巻く環境は大きく変化しました」と、明記されている。

(2) 外部委託先決定方法について

① 指定管理者の募集

既述のように、愛媛県は平成17年9月、当愛媛国際貿易センターについて指定管理者を募集している。募集要項をみると、申請資格、審査項目や審査方法等が詳細に記載されている。

また、県が指定管理者に支払う委託料は、年間117,759千円(消費税含む)を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めることが明記されている。

指定管理者募集の説明会には11社が参加しているが、申請をおこなったのはFAZ社1社のみであった。指定管理者制度に興味を示した11社のうち、10社もの事業者が申請をおこなわなかった理由は不明である。11社もの事業者が指定管理者募集の説明会に参加していることから、当該指定管理者をめぐる市場があることは容易に推認することができる。しかしながら、後述③の審査内容をみれば、その2つ目に「類似施設の管理運営実績がある」こと、という要件が組み込まれていることについて、確かに審査項目の一つではあろうし、評点する審査員がどのようにとらえるかで違うであろうが、例えば「同規模の大きさの公共施設の管理運営実績」と解釈するなら、この項目についての評点は、通常の民間業者は甚だ不利になるであろう。民間活力導入という指定管理者制度の趣旨からしてどうしても必要だったかどうかという論点はあることを言っておきたい。

さらに、事業者(応募者)側からすれば自己否定につながる一つの高いハードルと映ると思われる。

② 指定管理者の決定

「経済労働部所管公の施設の指定管理者候補者の決定について」と題する文書をみると、つぎのように記載されている。

「県では、審査会の選定結果を踏まえ、検討した結果、

- ① 全ての団体が現管理者であり、良好な管理運営を行っている
- ② 指定管理者への意欲があり、更なる経営努力が期待できる

ことから、審査会の選定結果どおり指定管理者候補者を決定した。」と。

その上で、平成17年12月定例議会において、施設の指定管理者を指定する旨の議決を経て、本件指定管理者が決定された。

そこで問題となるのは、審査会においてどのような審査がなされたのか、についてである。申請者が一事業者のみであるとしても、所定の要件を満たす必要はあるからである。以下、検討する。

③ 審査会と審査内容

まず、審査内容はつぎの13項目である。審査項目については、指定管理者募集要項において公開されている。つぎのとおりである。

- ア 適正な管理運営を行う経営基盤、能力があるか
- イ 類似施設の管理運営実績があるか
- ウ どのような経営理念を有しているか
- エ 収支計画は現実かつ具体的か
- オ 利用許可方針は適正か(公正な利用)
- カ 適正な管理運営を行う人員体制を有しているか
- キ 適正な業務計画となっているか
- ク 施設内の他の入居団体等との連携協調に配慮しているか
- ケ 管理運営への意欲、熱意があるか
- コ 利用拡大に向けた積極的な取組みが計画されているか(利用促進策等)
- サ リピーターの確保策等、利用安定に向けた積極的な取組みが計画されているか
- シ 経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか
- ス 開館時間、休館日、利用料金は適正かつ効果的か

上記審査項目の問題点、とくに(イ)に関しては既述のとおりである。また、上記審査内容のそれぞれの項目が、どのような目的のもとにその必要性が検討され用意されたのか、その過程は不明確である。なお、最終的には募集に先立つ8月5日の選考委員会の審議で、審査項目が確認されたようである。もちろん、このような項目を設けることにより、定量的比較を可能にし、説明責任を果たすというところは十分理解できるところではあるが、定性的な議論の跡は明らかではない。

(3) 委託金額の決定方法

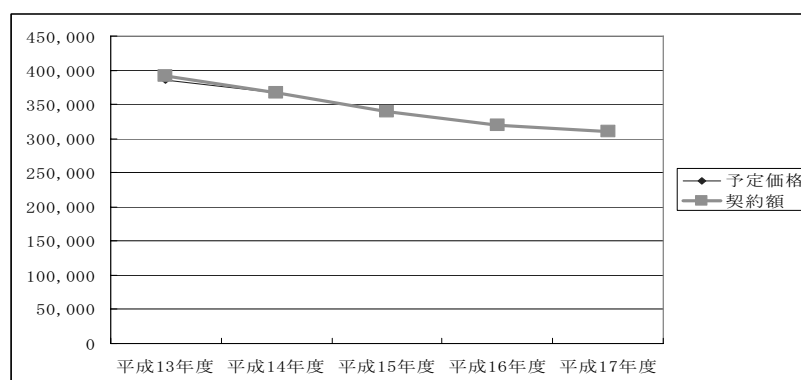
- ① 過年度の推移

まず、指定管理者制度導入以前の過去5年間の委託実績について示しておこう。つぎのとおりである。

(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	384,749	366,992	339,302	319,397	309,494
契約額	391,249	366,992	339,302	319,397	309,494
前年度差額		△ 24,257	△ 27,690	△ 19,905	△ 9,903
受託業者	FAZ社	同左	同左	同左	同左

これをグラフにすると、委託金額が激減していることがわかる。つぎのようである。平成17年度の委託料を13年度のそれと比較すると、8千万円圧縮されていることは評価できよう。



ただし、委託料支出額全額が愛媛県の負担になるのではない。年間使用料収入があるからである。たとえば平成15年度でみると、年間使用料収入1.6億円に対して、3.4億円の委託費支出であるから、この差額1.8億円が愛媛県の実質的な負担額となるのである。平成17年度では1.6億円の収入があるので、差引負担額は1.5億円(1.6億円－3.1億円)となる。

これに対し、既述のように、指定管理者制度導入に際しての委託料上限は、1.2億円(117,759千円)と設定・開示されており、受託する指定管理者は、収益増加あるいはコスト削減により、少なくとも0.3億円(1.5億円－1.2億円)の利益を捻出する必要があることになる。

② 指定管理者制度導入における委託料の積算について

指定管理者制度導入における委託料積算は、過年度の収支に基づいて、積み上げ式でおこなわれている。つぎに平成17年度の予算額との比較を示す。指定管理者制度の導入により愛媛県は委託料を36百万円圧縮することを予定しているのであるが、その主たる内訳は経営努力目標14百万円、人件費7百万、電気料金7百万円である。

(単位：千円)

支出項目	細目	17年度予算	業務基準等に基づく必要経費	差額
1 運営費	利用促進に関する業務	6,002	1,840	△ 4,162
2 維持管理費	警備	28,452	28,452	0
	清掃	46,900	46,900	0
	環境衛生管理	1,770	1,770	0
	空調・電気	12,444	12,592	148
	植栽	2,800	2,600	△ 200
	保守・点検	60,107	60,107	0
3 管理運營業務経費	人件費	72,318	65,297	△ 7,021
4 その他管理運營業務経費	電気・水道光熱費等	54,054	45,385	△ 8,669
5 修繕費		9,909	9,494	△ 415
6 消費税		14,738	13,722	△ 1,016
委託料額を積算する上で考慮すべき その他の事項	指定管理者の経営努力		△ 14,408	△ 14,408
	支出見込額計	309,494	273,751	△ 35,743

収入項目	細目			
施設等利用料金収入	会場	107,708	109,139	1,431
	備品	9,469	9,643	174
	冷暖房	14,192	14,088	△ 104
	光熱費	740	781	41
	立体駐車場	23,562	22,341	△ 1,221
	収入見込額計	155,671	155,992	321

収支差額		△ 153,823	△ 117,759	36,064
------	--	-----------	-----------	--------

ちなみに、指定管理者の立場にたつと、アイテム愛媛の需要が急増し施設がフル稼働すると、計算上、年間4.1億円の収入となる。これに県からの委託料収入1.2億円を合計すると、5.3億円という規模になる。施設稼働に伴ってコスト増加も生じようが、1億円以上の利益が発生する可能性も否定できない。

指定管理者が利益を得ることは、委託者である県の立場からみれば、損失が生じているように見えることになる。しかし、だからといって、指定管理者に利益を残さない、というのでは、指定管理者による収入増・コスト削減等に対するモチベーションを剥ぐことになる。指定管理者に一定の利益獲得に対する期待可能性を用意することも必要であろう。

この場合、指定管理者の利益を保証することになると、行政庁が特定の事業者を保護することになる。そうであるからこそ、指定管理者の選定過程は、いっそう重要な意味を持つと思われる。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況等

① 執行状況の把握について

愛媛県は、指定管理者による管理運営状況の月次報告の際に、「維持管理の実施状況」を報告させることにより、委託業務の執行状況の管理・検証状況を確認している。また、アイテムえひめ内ジェットロ・愛媛産業国際化センターに、担当課職員が2名交替で駐在しているので、随時維持管理業務の現場確認や、協議をおこなっているとのことである。

指定管理者制度に移行する前は、毎月、FAZ社から提出される「管理運営状況について(報告)」によって、委託業務の執行状況を管理・検証してきた。この報告書には、利用状況、来場者数、収納状況、稼働状況、翌月のイベントカレンダー等が記載されているのみである。いずれも実績数値の報告に終始している。これも第三者の見方ということでご勘弁願いたい。このような報告書からは、施設をめぐる実体的な問題点を把握することは困難と思われた。

② 年間1.2億円を負担することの妥当性

指定管理者制度を導入したとしても、アイテム愛媛を維持するための愛媛県の負担が零になるわけではない。いうまでもなく、既述のように、毎年1.2億円という委託費支出が必要になるのである。さらに、大規模修繕コストも必要になるであろう。

そうすると、愛媛県民にとって、年間1.2億円という支出が必要であり相当であるのか否か、県は常時、検討する必要がある。この1.2億円という委託費が算出される計算過程をみると、当該計算は、アイテム愛媛の継続運営を前提とした積算であることが明らかであろう。

アイテム愛媛の設置目的は、「貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する」ことにある(前掲県報、傍点—筆者)。だがしかし、愛媛県の危機的財政下のもとで、国際交流促進のために毎年1.2

億円という規模の財政支出をなくてはならないのか、他により低コストな選択しうる手段はないのか、還元すれば、愛媛県においては最低限1.2億円という支出がなければ国際交流促進という目的を達成することができないのか、本当はこの点を厳格に吟味検討する必要があると思われる。

そこで、平成17年度のアイテム愛媛の具体的な利用を整理しておきたい。対象は大展示場である。この大展示場の存在こそがアイテム愛媛の存在価値だからでもある。

開催月	イベント(名称は一部省略)	日数(準備日は含まない)
4月	FCIインターナショナルドッグショー、住まいの…大インテリア展、金亀の戦い	10
5月	中古車フェア、ユウユウ、質屋の蔵出し、マジック…グランプリ大会、リンナイ2005試してガス展、自在市場、暮らしup!2005	15
6月	全国高級質流品大蔵ざらえ、アイラブホームウェア、ユウユウ、穴吹ミサワホーム	9
7月	大京都展四国大会、武勇会館、農機フェア、愛媛経営研究所、ジョーグループ営業大会・安全大会、骨董大市・棚卸大市、ユウユウ、エホバの証人松山大会	23
8月	ビッグイレブン激安バーゲン、青空市場、ユウユウ、ハーレーファミリーEXPO	10
9月	エクセレントフェスタinえひめ、えひめカーフェスタ2005、愛媛県電気工事技能競技大会、衣料品・雑貨バーゲン	16
10月	伊予鉄高島屋、ユウユウ、キッズフェスタ、太陽石油、プロレスリング・ノア、マイホームフェスタ、レインボーフェスティバル	11
11月	トーハン、ウィンタースポーツフェスタ、愛媛自動車組合、華屋プライダル、ユウユウ、ドラゴンゲートプロレス	10
12月	JA農機フェア、えひめワールドビジネスフェア、質屋の蔵出し大蔵ざらえ、ユウユウ	11
1月	ジョーグループ経営計画発表会、ユウユウ、光和技研	6
2月	エネ博in四国、2006輸入車ショー、住宅リフォームフェア、四国印刷機材展、フォーデック、ユウユウ	12
3月	全国質流品大蔵ざらえ、BMWビッグチャンスDAYS、セカイフジ住宅設備機器展示会、ハーレーダビッドソン…フェスタ、ユウユウ	12
合計		145

上記表をみると、全体的な開催・利用数の少なさに加えて、経済及び文化の国際交流促進という目的のための展示会が著しく少ないようにみえる。12月の「えひめワールドビジネスフェア」などの国際見本市が開催されているが、1年間365日という日数のなかで、3日間の開催である。もちろん、各事業会社の販売促進会や会合、骨董品処分市、モーターショー等も、国際交流促進と無縁ではない。只、当初の目的に対して、アイテム愛媛が機能的有効的に稼働していない、と評価せざるをえない。

つぎに利用件数についてみてみよう。アイテム愛媛の存在意義は巨大な展示会場にあるのであるから、その全面使用あるいは2面使用に限定した。つぎの表のとおりである。

	全面使用	2面使用
4	2	2
5	2	1
6	0	1
7	1	4
8	1	2
9	1	3
10	4	1
11	0	1
12	2	2
1	0	3
2	2	1
3	0	2
合計	15	23

愛媛県はあらためて目的に対する投下資金額の必要性、正当性、相当性を検討する必要があると思われる。施設を造ったから、当然のごとく、指定管理者制度によって外部委託するのではなく、まず外部委託の前提である施設継続の必要性それ自体について検討すべきなのである。そもそも、利用率の低いアイテム愛媛に対し多額の資金支出をしなくてはならないという現実、住民福祉の向上とは逆方向のベクトルにあるものともいえよう。

なお付言ながら、アイテム愛媛が公の施設である以上、正当な理由がない限り、国際交流促進という目的と異なるからという理由でもって、住民がアイテム愛媛を利用することを拒んではならないし、またアイテム愛媛の利用に際して、不当な差別的取扱いをしてはならないことはいうまでもない(地方自治法第244条2項、3項)。

また、平成18年3月期の営業報告書によると、展示場稼働率は58.5%と記載されていることを記載しておく。上記、10.4%という数値と大きく乖離するが、稼働のとらえ方の違いに起因するものである。

③ FAZ社とその経営成績

(イ) 設立目的と事業の概要

(a) 設立目的

FAZ社は、松山港地域が国から「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）」に基づく輸入促進地域に指定（H5. 3）されたことに伴い、愛媛FAZ構想の推進母体として設立されたものである。FAZ構想は、松山港地域を海外と四国・瀬戸内経済圏とを結ぶ貿易・物流や国際経済交流拠点として整備し、国際化時代に対応した地域産業の振興を図ることを目的としたものである。

(b) 事業の概要

FAZ社の主要事業の概要はつぎの4つである。

- ・物流高度化基盤施設である「愛媛国際物流ターミナル（アイロット）」の管理・運営
- ・「愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）」の管理・運営
- ・見本市・展示会・その他各種イベントの企画・誘致・開催
- ・貿易・投資・国際経済交流の促進、輸出入取引の斡旋、貿易情報の提供、ビジネス支援活動

(c) 出資比率

愛媛県の同社への出資比率は27.3%である。

(d) 役員

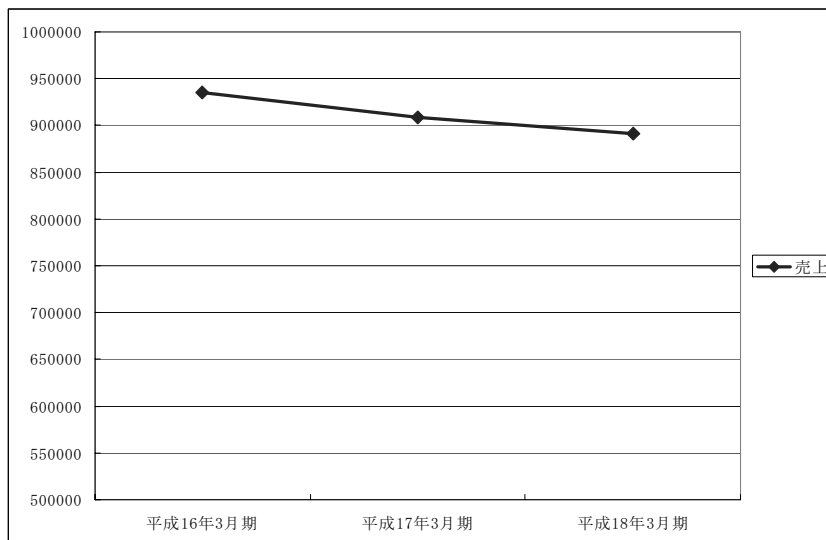
平成18年6月現在のFAZ社の役員メンバーについては、愛媛県知事が「会長」であり、かつ「取締役」である。又愛媛県経済労働部部長が「取締役」である。

(e) 経営成績

FAZ社の過去3年の経営成績はつぎのとおりである。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売上	935,596	908,652	890,920
売上原価	928,598	916,939	883,419
売上粗利益	6,998	△ 8,287	7,501
販売費及び一般管理費	28,689	33,573	36,824
営業利益	△ 21,691	△ 41,860	△ 29,323
経常利益	△ 22,448	△ 40,273	△ 29,538
当期利益	△ 8,611	△ 44,558	△ 26,871

売上高の推移をグラフにしよう。



FAZ社は、年間4.4千万円も赤字を量産し、販管費を売上で回収できないような事業者ということになる。財政状態については総資産65億円に対し資本の部が35億円、負債の部が30億円であり、流動資産を14億円保有しているのので、当面財政状態上の問題はないといえよう。しかしながら昨今の業績は甚だ厳しい。

(f) 指定管理者指定と株主・役員構成との関係

FAZ社の筆頭株主は「愛媛県」であり、愛媛県知事が取締役会長を務め、愛媛県経済労働部長が取締役を兼務している。すなわち、本件業務委託について指定管理者制度を導入し指定管理者を指定する者と、指定管理者を希望する事業者との関係が、きわめて密接である。

II. 監査結果

(1) 指定管理者の募集・審査基準について

指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正な競争市場と公平性が保証されているようにみえる。しかしながら、この審査項目内に「類似施設の管理運営実績があるか」という基準が存在する。各審査員が定量的に評点して比較するという手法が候補者選定過程の説明責任を果たすために採用されていることを考えると、確かに審査項目の一つではあろうが、評点する審査員がどのようにとらえるか、例えば「同規模の大きさの公共施設の管理運営実績」と解釈するならば、この項目についての評点は、通常の民間業者は甚だ不利になるであろう。民間活力導入という指定管理者制度の趣旨からしてどうしても必要だったかどうかという論点はあることを言っておきたい。

(意見)

(2) 審査会における審査について

審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにもよったのではないか。指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのであるがいかがであろうか。(意見)

(3) 事業継続の正当性と利用実態について

愛媛県は、当アイテム愛媛をFAZという名目の民間事業者、イベント開催者等の関係者等に対する貢献はしているも、広く住民、県民の福祉増進に寄与しているとはいいいにくい状況にあると思われる。前述したような現状の利用形態をもう少し県民、住民視点を増やす方向を検討してはどうだろうか。愛媛県は、本来目的である国際交流促進のための利用と、これによる住民の福祉向上に貢献すべきことを、指定管理者に対する指示・指導すべきである。(意見)

(4) 愛媛県と指定管理者であるFAZ社との関係について

FAZ社の筆頭株主は「愛媛県」であり、愛媛県知事が取締役会長を務め、愛媛県経済労働部長が取締役を兼務している。すなわち、本件業務委託について指定管理者制度を導入し指定管理者を指定する者と、指定管理者を希望する事業者との関係が、きわめて密接である。このような状況下で、一般の事業者が、「指定管理者制度」創設の法意に立ち返って当該指定管理者という市場に参入するには単なる公平性以上のものが必要と思われる。(2)において審査会のことを述べたが、それ以外においても今後の課題として検討して欲しい。(意見)

(5) 大規模修繕計画とその必要性について

修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながるものであるから、地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。早急に、具体的詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要があると思われる。(意見)

(6) 委託業務の執行状況の具体的・実質的把握と次のステップへのアクションの必要性について

委託者である県は、業務委託をしたからといって、委託先を全面的に信用するのみではなく、自ら具体的実質的にアイテム愛媛の管理状況を把握することに心がけて欲しい。も

ちろんそれなりに努力されていると思われるが、アイテム愛媛の将来像、その建設目的によりそった利用と県民への貢献を是非とも考え、アクションプランにつなげて欲しい。(意見)

(7) 計画・実績の比較の必要性と審査の正当性

平成19年3月末を迎えると、平成18年度の実際の経営成績、管理実績が明らかになる。県は、指定管理者が事業計画として提出した内容と、実際の実績とを比較して当該指定管理者の適格性を事後チェックして欲しい。そしてその結果を受けて審査会の行った審査についても検討してこれを総括して欲しい。そして、この指定管理者制度を実質的に機能させる方策を考えていって欲しい。(意見)

経済労働部・産業創出課	テクノプラザ愛媛	管理運営業務委託
平成 17 年度年間委託料		119,803 千円
委託契約：随意契約		委託先：財団法人えひめ産業振興財団

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

① 業務委託について

地方自治法第 244 条の 2 の改正にともない、平成 18 年度より愛媛県は「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例」において指定管理者が管理を行う公の施設として 20 の施設を定めているが、テクノプラザ愛媛もこの一つである。テクノプラザ愛媛の管理運営業務について従前は随意契約のもと、財団法人えひめ産業振興財団に委託してきたものである。

指定管理者の業務はつぎの 6 つである。指定管理者を募集する県報 (1690 号, 平成 17 年 9 月 2 日) から引用し紹介する。

- ・ テクノプラザ愛媛の事業の実施に関する業務(ただし、知事が定める業務を除く)
- ・ テクノプラザ愛媛の利用の許可に関する業務
- ・ テクノプラザ愛媛の利用に係る料金の収受に関する業務
- ・ テクノプラザ愛媛の利用の促進に関する業務
- ・ テクノプラザ愛媛の施設, 附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ・ その他知事が定める業務

管理の基準として、「テクノプラザ愛媛管理条例(平成 17 年愛媛県条例第 61 号)が規定されている。また、指定期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間とされている。

まずは、テクノプラザ愛媛それ自体について紹介しておきたい。なお、施設それ自体や(財)えひめ産業振興財団に関する問題提起は、過年度の包括外部監査報告書に詳述してい

るので参照されたい。

② テクノプラザ愛媛について

(イ) 外観

テクノプラザ愛媛の外観はつぎのとおりである。また、館内の写真等も(財)えひめ産業振興財団のホームページに掲載されている(<http://www.ehime-inet.or.jp>)。



(ロ) 土地建物の概要

このテクノプラザ愛媛は、県内産業の高度化や新事業の創出等を図るため、各種情報提供を行うとともに、研究開発や創業に必要な施設を提供することを目的とした施設である。開設は平成3年4月、鉄筋コンクリート3階建てである。564㎡のエントランスホール・交流サロン、特許公報閲覧室、企業等の入居施設(1,475㎡)、ホールや会議室等の貸館施設(883㎡)がある。施設の土地建物の概要はつぎのとおりである。

項目	広さ	取得価額
土地	10,215.13㎡	260,892千円
建物等	6,016.59㎡	1,813,298千円
合計		2,074,190千円

建設工事をめぐる問題提起については、平成17年度の包括外部監査報告書に記載のとおりである。

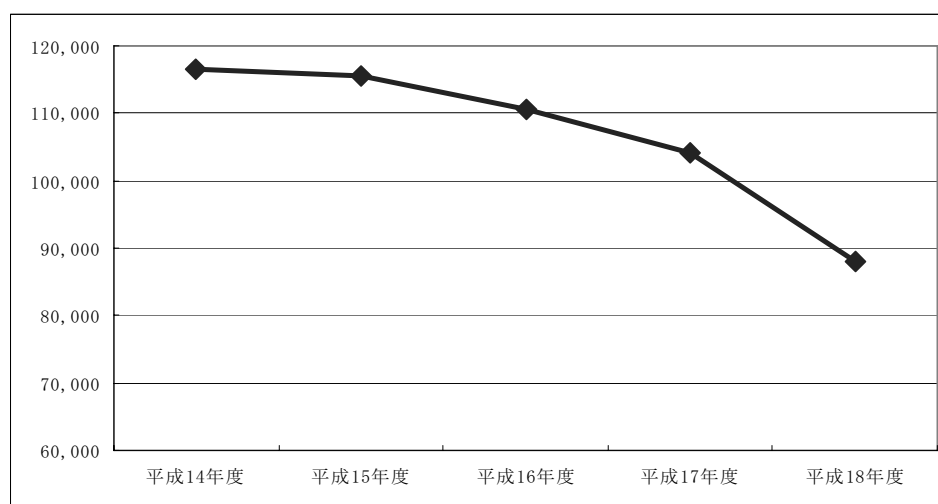
(ハ) 維持費等の概要

このテクノプラザ愛媛は、3千万円程度の収入はあるが、1.4億円程度の維持費を必要とする施設である。このうち、9割に相当する1.3億円程度は、従前、財団法人えひめ産業振興財団に管理委託費として支払い続けてきた。最近4年間の状況を整理するとつぎのとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入等	30,680	31,701	29,953	28,428
支出額	147,223	147,177	140,505	132,462
収支差額	△ 116,543	△ 115,476	△ 110,552	△ 104,034
上記支出額のうち、(財)えひめ産業振興財団に対する委託費				
委託費	136,486	132,029	125,407	119,803
上記支出額に占める割合	92.7%	89.7%	89.3%	90.4%

そこで、実質的な愛媛県の負担額(上記表のうち「差額」の数値)を用いて最近の状況をグラフにしてみた。平成18年度については指定管理者制度が導入されている。指定管理者への委託料は73,803千円であるが、これ以外にネットワーク関係委託料等16,522千円(加算要素)、使用料収入2,337千円(減算要素)があるので、87,988千円としてグラフ作成をしている(87,988千円=73,803千円+16,522千円-2,337千円)。愛媛県の負担額は減額傾向にあることがわかる。この減額が惹起する別の問題点は後述する。



(二) (財)えひめ産業振興財団について

(財)えひめ産業振興財団(ホームページ(<http://www.ehime-iinet.or.jp>))の事業報告書(平成17年度版)によると、冒頭、「当財団では、本県経済の発展に資するため、地域産業の高度化及び新事業創出の支援を行うとともに、県内中小企業の経営基盤の強化、ITの導入による情報化の促進等に取り組んでいる」との記載がなされ、詳細な事業の概要が示されている。収支計算書を見ると、当期収入、当期支出ともに38.6億円で、収支差額はわずかに33,874円である。総資産は67.8億円、負債総額は39.8億円、正味財産は28億円という規模である。

(2) 外部委託先決定方法について

① 指定管理者の募集

愛媛県は平成17年9月、当テクノプラザ愛媛について指定管理者を募集している。募集要項をみると、申請資格、審査項目や審査方法等が詳細に記載されている。また、県が指定管理者に支払う委託料は、年間76,384千円(消費税含む)を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めることが明記されている。

指定管理者募集の説明会には11社が参加しているが、申請をおこなったのは(財)えひめ産業振興財団1事業者のみであった。11社もの事業者が指定管理者募集の説明会に参加し

ていることから、当該指定管理者業務の受託をめぐる市場があることは容易に推認することができる。

② 指定管理者の決定

愛媛国際貿易センターの管理運営業務委託にて述べたように、施設の指定管理者候補者の選定を審査会で行い、この結果を受け、平成17年12月定例議会において、施設の指定管理者を指定する旨の議決を経て、本件指定管理者が決定された。

審査項目はここにおいても愛媛国際貿易センターの管理運営業務委託にて示したと同様の13項目(アからス)があり、うち2番目(イ)の「類似施設の管理運営実績があるか」という基準が存在することについて、確かに審査項目の一つではあろうし、評点する審査員がどのようにとらえるかで違うであろうが、民間活力導入という指定管理者制度の趣旨からしてどうしても必要だったかどうかという論点はあることを言っておきたい。

というのは、

(a) 当該要件を満たさなければ、テクノプラザ愛媛の適切な運営管理ができない実証や経験があるわけではないと思われる。

(b) テクノプラザ愛媛が建築され、えひめ産業振興財団が管理をはじめた当時、えひめ産業振興財団にとっても初めての試みであったと思われるが、それなりに管理を行うことができた、という事実があるであろう。

(c) 委託内容そのものは、施設の運営・維持管理であって特殊業務ではないと思われる。従前の委託料の用途をみると、再委託料66.3%、水道光熱費等17.9%、人件費13.7%がその主たるものである。この点を鑑みると、指定管理者の主たる業務は、「再委託とその管理をすること」、「水道光熱費等を支払うこと」、「必要人員を配置・管理監督すること」であるからである。

③ 審査会について

指定管理者選定のための審査会は有識者等4名によって構成されている。これに関しては愛媛国際貿易センターの管理業務委託において述べたことと同様のこと、即ち「質的量的に充実した審査と、そのことが透明性をもって開示されることが必要」がいえると思われる。

(3) 委託金額の決定方法

① 指定管理者制度導入における委託料の積算と過年度の推移

(イ) 指定管理者制度下における委託料

まず、指定管理者制度導入以前の過去4年間の委託実績について示しておこう。つぎのとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	138,685	132,029	125,407	119,803
支出金額	136,486	132,029	125,407	119,803
前年度差額	△ 1,633	△ 4,457	△ 6,622	△ 5,604
受託業者	(財)えひめ産業振興財団	同左	同左	同左

減額されてはいるが、毎年1億円を超える委託費支出が継続していることがわかる。既述のように、支出額全額がただちに愛媛県の負担になるわけではなく、年間3千万円程度の収入があるので、愛媛県の実質的な負担は平成17年度で1億円である。とはいえ、この数値はいわゆる現金収支計算であって、減価償却費も金利負担額も考慮されていないということに留意が必要である。

ところで、既述のように、指定管理者制度導入に際しての委託料上限は、7,638万円と設定・開示されている。受託する指定管理者は、少なくとも、7,638万円を上限として事業採算を予定しなくてはならないのである。平成17年度レベルで考えると、愛媛県の負担は9,009万円(=実質負担額104,034千円－システム委託料16,280千円＋行政財産使用料2,337千円)から7,638万円に圧縮される。この点は評価されて良いであろう。だが、受託する事業者にすれば1,371万円、すなわち15%のコスト削減が必要になるのである。過年度のテクノプラザ愛媛の収入状況を見ると、収入増は容易ではないので、コスト削減に頼らざるを得ない。

指定管理者が1,371万円のコスト削減に成功すればよいのであるが、仮にコスト削減に失敗をすると、受託事業者の存続自体に重大な影響を及ぼすことになるだろう。従前、テクノプラザ愛媛は独自に相当のコスト削減をおこなっており、およそ限界値に達しているであろうからである。結果論であるが、(財)えひめ産業振興財団は過去においてももっと経費削減の努力はできたはずという見方は残るといえるのではなかろうか。

(ロ) 従前の実質負担額と指定管理者委託料との関係

ここで、現在の指定管理者制度下と、従前の愛媛県の実質負担額とを比較しておきたい。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	4年間累計
収入等(a)	30,680	31,701	29,953	28,428	
支出額(b)	147,223	147,177	140,505	132,462	
収支差額(c=a-b)	116,543	115,476	110,552	104,034	
システム管理料等調整額(d)※	14,185	14,185	14,185	14,185	
実質収支差額(e=c-d)	102,358	101,291	96,367	89,849	
指定管理者制度下における委託料(f)	73,803	73,803	73,803	73,803	
指定管理者制度下における委託料との差額(g=e-f)	28,555	27,488	22,564	16,046	94,653
削減率(1-f/e)	27.9%	27.1%	23.4%	17.9%	

※システム管理料等調整額(d)は、ネットワーク関係委託料16,280千円に火災保険料242千円を加算し、行政財産使用料収入2,337千円を控除して算出している。

従前の制度と指定管理者制度とはその概要や体系が異なるので、指定管理者制度下における委託料と、従前の愛媛県の実質負担額とを単純に比較することはできない。だが、指定管理者制度に移行した結果、維持・運営費について従前の約2割前後ものコスト削減を達成し得たことは評価されるべきである。金額で見れば2千万円前後の圧縮である。

この結果をもって財団は指定管理者制度導入に合わせてよくぞ努力してくれたと見るのか、いやいや過去が不十分だったと見るか、見方に違いはあろう。なお指定管理者募集の際に公表された委託料上限額(76,384千円)や、実際の委託料金額73,803千円はコスト削減だけでない観点もあつての委託料上限額の設定であると思えるを得ないことにもなる

② (財) えひめ産業振興財団による収支計画

上記委託料を前提に、(財) えひめ産業振興財団が計画している平成18年度の収支計画はつぎのとおりである。愛媛県が指定管理者に支払う委託料と、指定管理者が再委託先に支払う委託料とは、いわゆる紐付き関係にはない。だから、下記「県委託料に対して占める割合」は不要との見方もある。だが、愛媛県が指定管理者に支払った委託料が、主としてどのように利用されたのかを把握する貴重なデータでもある。そこで、構成比の隣に「県委託料に対して占める割合」を表記することにした。(あくまで監査人の見方として示している)

(単位：千円)

	項目	金額	構成比	県委託料に対して占める割合	再委託・現場業務等について	
収入	県委託料必要額	73,803	70.7%			
	施設等利用料収入	29,948	28.7%			
	その他収入	636	0.6%			
	収入合計	104,387	100.0%			
支出	事業の実施に関する業務経費	60	0.1%	0.1%		
	施設等の利用に関する業務経費	616	0.6%	0.8%	広告等(チラシ、パンフレット作成)	
	施設等の維持管理に関する経費					
	附属設備等保守管理業務経費	12,588	12.1%	17.1%	再委託	
	システム機器設置・保守管理業務	29,659	28.4%	40.2%	再委託	
	建築物環境衛生管理	7,150	6.8%	9.7%	再委託	
	植栽管理業務	811	0.8%	1.1%	再委託	
	保守警備業務	888	0.9%	1.2%	再委託	
	修繕経費	3,000	2.9%		修繕管理	
	管理運営業務経費					
	人件費	17,359	16.6%	23.5%	人事管理	
	職員研修経費	20	0.0%	0.0%	人事管理	
	その他の管理運営に必要な業務経費					
	光熱水道費	13,160	12.6%	17.8%	支払等	
	運営事務費	11,074	10.6%	15.0%	支払等	
	保険料	155	0.1%	0.2%	支払等	
	消耗品費等	2,214	2.1%	3.0%	支払等	
	飲食等事業経費	636	0.6%	0.9%	支払等	
	印紙代	60	0.1%	0.1%	支払等	
	消費税等	4,938	4.7%	6.7%	支払等	
	支出合計	104,387	100.0%			
		うち、「再委託」集計	51,096	48.9%	69.2%	
		うち、「支払等」集計	32,237	30.9%	43.7%	

(財)えひめ産業振興財団より提出されている「平成18年度テクノプラザ愛媛の管理運営に関する事業計画書」によると、再委託する業務としてつぎの14項目が掲げられている。なお、その再委託契約の方法は下記の通りである。

・夜間警備業務---1社随意契約・清掃等業務---指名競争入札・植栽管理業務---指名競争入札・電気設備保守点検---1社随意契約・電源装置保守点検---1社随意契約・消防設備保守点検---3社相見積1社随意契約・空調機器保守点検---指名競争入札・自動ドア保守点検---1社随意契約・エレベーター---1社随意契約・シャッター保守点検---1社随意契約・電動ウォールバック保守点検---1社随意契約・スライディングウォール保守点検---1社随意契約・浄化槽清掃保守点検業務---指名競争入札・システム機器保守管理業務---指名競争入札・受付業務---指名競争入札

また、再委託する理由としては、「施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、当該業務の技能とノウハウを有する専門業者に委託し、適切な維持管理を図る。なお、受付業務については、土曜日と夜間の勤務となり、財団職員だけでは対応が困難なことから人材派遣業者に委託する」と記載されている。

なお、本件テクノプラザ愛媛について愛媛県が支出する委託料に対して、再委託に要するであろう費用が占める割合をみると、あくまで監査人としての見方であるが、およそ7割である。また、水道光熱費や消費税等、請求に対する支払作業が主となる業務は、およそ4割となっている。指定管理者が施設の管理のために再委託先に支払う金額、施設維持のための費用がかなりの金額となっているといえよう。

さてここで、(財)えひめ産業振興財団によると、再委託先の選定や契約金額の決定については、財団会計規程第28条に基づき、愛媛県が行う契約の方法に準じておこなっている、とのことである。又、再委託先選定過程等について現地調査を実施しており、現地で再委託に関する書類を確認しているようである。今回の包括外部監査にて県の各種委託業務について従前に1者随意契約としていたものでもその業務を見直し、できる限り一般競争入札とすべきという見解を示しているが、財団においてもこれを踏襲するよう指導していただきたい。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況等

① 執行状況の把握について

愛媛県は、指定管理者による管理運営状況の月次報告の際に、「管理運営に関する月次報告書」を提出させることにより、委託業務の執行状況の管理・検証状況を確認している。また、随時、県担当職員が訪問し現場確認や、協議をおこなっている。年度終了後には、実績報告書が提出されることになっている。

指定管理者制度に移行する前は、毎月、同社から提出される「管理運営状況について(報告)」によって管理・検証してきたとのことであるが、管理状況、利用状況、収納状況の記載がなされている。いずれも実績数値の報告に終始している。只、このような報告書か

らは、施設をめぐる実体的な問題点を把握することはできない。もし何らかのトラブルがあった場合、県担当者が連絡・訪問して対処し解決しているとのことであるが、今後はそのようなトラブルに関する記録簿をつくり、県と財団の間で情報を共有化し、課題や対策をしていくことにより実質的検証を目に見えるものにして欲しいと思う。

② 大規模修繕計画の必要性

当該施設の管理委託業務と直接係りがないかもしれないが、テクノプラザ愛媛は建築から16年の歳月が経過している。建物や主要設備自体の大規模修繕や交換が必要になる。企業会計的な視点からは、大規模修繕や交換に対して引当金を設定し準備するところである。委託業務の管理検証にこのような認識、準備、計画を検討すること、報告してもらうことも含まれるのではないか。

③ 年間7,400万円を負担することの妥当性

指定管理者制度を導入したとしても、テクノプラザ愛媛を維持するための愛媛県の負担が零になるわけではない。いうまでもなく、既述のように、毎年7,400万円という委託費支出が必要になるのである。さらに、大規模修繕コストも必要になるであろう。

そうすると、愛媛県民にとって、年間7,400万円という支出が必要であり相当であるのか否か、県は常時、検討する必要がある。この7,400万円という委託費が算出される計算過程をみると、当該計算は、テクノプラザ愛媛の継続運営を前提とした積算であることが明らかであろう。

テクノプラザ愛媛の設置目的は、「県内産業の高度化や新事業の創出等を図るため、情報提供を行うこと、研究開発や創業に必要な施設を提供すること」にある。当該施設の設置目的には必要な情報提供としての相談受付や特許公報閲覧室等公益目的が含まれている。このような目的は、行政が担うべき役割として正当なものであって、赤字であるからといってただちに施設が不要である、あるいは設置目的が不当である、ということにはならない。だが、目的が正当であるとしても、そのことは常に手段の正当性が保証されるものではないのである。当該施設についてみれば、3千万円の利用に対して7,400万円を投入し続けている。このような手段が正当であるというためには、上記目的を達成するために当該負担を必要不可欠とする事情が存在しなくてはならない。換言すれば、他により効率的効果的な手段がない場合に限って、当該支出が正当なものと評価されるのである。

そこで、平成17年度(平成17年4月から18年3月まで)の収入状況を見ると、年間合計2,470万円のうち、「インキュベート・ルーム」の利用及び「インキュベート・ルーム」に類似する施設として共同研究室5室の利用収入が計1,658万円であって、約67%を占める。

目的達成のための主たる手段は、インキュベート・ルームの提供にあるといって過言ではない。他に会議室や研修室利用による収入があるが、これら施設は、テクノプラザ愛媛に限られる特別な施設ではないからである。この「インキュベート・ルーム」の利用は15

室前後である。(財)えひめ産業振興財団のホームページによると、つぎのような概要である。部屋の写真も添付しておく。



インキュベート・ルームとは、研究開発や新たな事業活動に積極的に挑戦する企業を広くサポートする部屋である。利用対象者は、医療福祉分野、新製造技術分野、生活文化分野、環境分野、情報通信分野、ビジネス支援分野の6分野において、積極的に研究開発や新分野進出に取組み地域産業の技術高度化に資すると認められる企業等とされている。1部屋は52～56㎡である。利用料は月10万円程度の低価格(24時間利用可)であって、インターネット、商談室、シャワールーム等の利用もできる。

このような部屋が県庁所在地である松山市に低価格で用意されていることは、研究開発や新分野進出を企図する事業者にとって利便性がとても高いものであるように見える。およそ、空室待ちの大群が存在しても不思議ではない。研究開発や新分野進出を企図する事業者は、愛媛県下において数多いはずであるからである。そうでなければ、当該施設建設の必要性に疑義が生じ、維持し続ける必要性が正当化されない事態に陥るからである。

それにもかかわらず、現状をみると、平成19年2月現在、15室中4室もの部屋が募集中という状況にあるのである。空室待ちの大群の存在をみつけることはできない。これは、およそ利用者側の求めるニーズと、供給物の不一致によるものであろう。そうすると、テクノプラザ愛媛の設置目的は、事実上、インキュベート・ルームを提供することによって達成されるのであるが、このインキュベート・ルームに対する市場の評価はそれほど高いものではないといえるのではないか。

また、テクノプラザ愛媛の収入が右下がり傾向であること、(財)えひめ産業振興財団による平成18年度、19年度および20年度の収支計画書をみても年間3,200万円が上限であることは、当該実情の証左であろう。ちなみに、このような状況にもかかわらず、指定管理者からの報告書は、「利用者等からの苦情はなし」ということにはなっている。なお、ホームページ、ダイレクトメール、広報活動等により営業活動は実施されている。

当該テクノプラザ愛媛には、インキュベートルーム以外に相談受付や特許公報閲覧室がある。これら機能はテクノプラザ愛媛でなければ達成することができないのか否か再検討する必要がある。

II. 監査結果

(1) 指定管理者の募集・審査基準について

指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正

な競争市場と公平性が保証されているように見える。しかしながら、この審査項目内に「類似施設の管理運営実績がある」という要件は、審査員である評点者の解釈によって他の同じような公的施設の管理運営経験のない民間業者が不利な評点を受ける可能性を持ち合わせている。民間業者にそのような規模の公共施設の管理運営経験を求めるのは無理があるからである。次回以降、工夫が必要である。（意見）

(2) 審査会における審査について

審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにもよったのではないかと感じている。指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのだからであるがいかがであろうか。（意見）

(3) 再委託について

地方自治法第244条の2第10項は調査や指示が「できる」と規定しているが、同11項には、指示に従わないとき、指定の取消処分や業務停止命令ができるとされており、行政庁には強力な規制権限が付与されている。本件(財)えひめ産業振興財団による再委託についてみれば、財団会計規程第28条に基づき、愛媛県が行う契約の方法に準じておこなっており、よって県は再委託先選定過程等について現地調査を実施しており、現地で再委託に関する書類を確認しているようである。今回の包括外部監査にて県の各種委託業務について従前に1者随意契約としていたものでもその業務を見直し、できる限り一般競争入札とすべきという見解を示しているが、財団においてもこれを踏襲するよう指導していただきたい。（意見）

(4) テクノプラザ愛媛の設置目的、その事業継続の正当性と現状について

本来魅力あるべき「インキュベート・ルーム」について、4室の空室が生じている。又年間7,300万円の支出を正当化することは、相当に困難であることとなる。施設があること、それを維持しなくてはならないことを主たる契機として、愛媛県は継続的に維持費を支出することを余儀なくされているように考えざるを得ない。しかもこの額は、大規模修繕費、減価償却費や金利は加味されていない数値である。

したがって、愛媛県はあらためて住民福祉の向上という基本目的に対する投下資金額の必要性、正当性、相当性を検討する必要がある。施設を造ったから当然のごとく、指定管理者制度によって外部委託するのではなく、まず外部委託の前提である施設継続の必要性それ自体について検討すべきである。（意見）

(5) 愛媛県と指定管理者との関係について

(財)えひめ産業振興財団の主たる出資者は「愛媛県」である。既述のように、同財団

の基本金は25億円であるが、愛媛県はその4割に相当する9.5億円を拠出している最大の出捐者であるとともに人的にも結びつきが強い。すなわち、本件業務委託について指定管理者制度を導入し指定管理者を指定する者（愛媛県）と、指定管理者を希望する事業者（(財)えひめ産業振興財団）との関係は、密接である。このような場合の民間業者の指定管理者候補に対しては、指定管理者制度の法意に立ち返った工夫、例えば監査結果(2)で述べたような工夫が必要であると思われる。（意見）

(6) 大規模修繕計画とその必要性について

修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながるのであるから、地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。愛媛県は早急に、具体的詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要がある。（意見）

(7) 委託業務の執行状況の具体的・実質的把握の必要性についてとこれへの対応について

4室もの部屋が募集中という状況は、およそ利用者側の求めるニーズと供給物の不一致を契機とするものとみられるが、指定管理者からの報告書は、「利用者等からの苦情はなし」となっているが、もっとニーズに対する不一致原因の調査分析や改善対策を報告書にて示していただいてはどうであろうか。委託者である県は、業務委託をしたからといって、委託先を全面的に信用するのみではなく、自ら具体的実質的にテクノプラザ愛媛の管理状況を把握する必要がある。そうでなくては、テクノプラザ愛媛の進路方向の必要性や将来像を有効に描くこともできないからである。（意見）

(8) 予定実績の比較の必要性と審査の正当性

平成19年3月末を迎えると、平成18年度の実際の経営成績が明らかになる。愛媛県は、指定管理者が事業計画として提出した内容と、実際の経営成績とを比較し、審査会の審査の内容が適切であったのか否か、再度確認して欲しい。この事後検討がなければ指定管理者として選定した経緯が生かされないし、審査会そのものの判断についての検討にもなるからである。（意見）

経済労働部・産業創出課	愛媛県産業情報センター	管理運営業務委託
平成17年度年間委託料(円)		101,166千円
委託契約：随意契約		委託先：財団法人えひめ産業振興財団

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

① 業務委託について

地方自治法第 244 条の 2 の改正にともない、愛媛県は愛媛県産業情報センターの管理運営業務について、平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。従前は随意契約のもと、財団法人えひめ産業振興財団に委託してきたものである。

指定管理者の業務はつぎのよう 6 つである。指定管理者を募集する県報（1690 号，平成 17 年 9 月 2 日）から引用し紹介する。

- ・ 愛媛県産業情報センターの事業の実施に関する業務（ただし，知事が定める業務を除く）
- ・ 愛媛県産業情報センターの利用の許可に関する業務
- ・ 愛媛県産業情報センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- ・ 愛媛県産業情報センターの利用の促進に関する業務
- ・ 愛媛県産業情報センターの施設，附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ・ その他知事が定める業務

管理の基準として，「愛媛県産業情報センター管理条例(平成 17 年愛媛県条例第 62 号)」が規定されている。また，指定期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間とされている。

まずは，愛媛県産業情報センターそれ自体について紹介しておきたい。なお，施設それ自体や(財)えひめ産業振興財団に関する問題提起は，過年度の包括外部監査報告書に詳述しているので参照されたい。

② 愛媛県産業情報センターについて

(イ) 外観

愛媛県産業情報センターの外観はつぎのとおりである。また，館内の写真等も(財)えひめ産業振興財団のホームページに掲載されている(<http://www.ehime-iinet.or.jp>)。



(ロ) 土地建物の概要

この愛媛県産業情報センターは、「企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため，産業情報の収集，発信等を行うとともに，研修及び創業に必要な施設を提供すること」を設置目的としている。要するに，IT化と新規事業をサポートすることを目的とする建物である。開設は平成9年4月，敷地面積は6,937㎡、鉄筋コンクリート造2階建延べ床面積1,580.80㎡である。建物取得価格12.4億円，総事業費13億円という施設である。

開設当初は、有償の貸出施設であるマルチメディアコンテンツ制作支援施設(10室)をはじめ、ネットワーク研修室(1室)、会議室(1室)、及び産業情報総合ネットワークのコンピュータ室・管理室、図書・資料閲覧室等により運営を開始した。しかし、開設後まもなく、主要施設であるマルチメディアコンテンツ制作支援施設の利用率は急低下し収入が急減したのであった。このマルチメディアコンテンツ制作支援施設は、平成16年末で廃止し、平成17年度にインキュベート施設に改修している。

建物や建設工事をめぐる問題提起については、平成17年度の包括外部監査報告書に記載のとおりである。

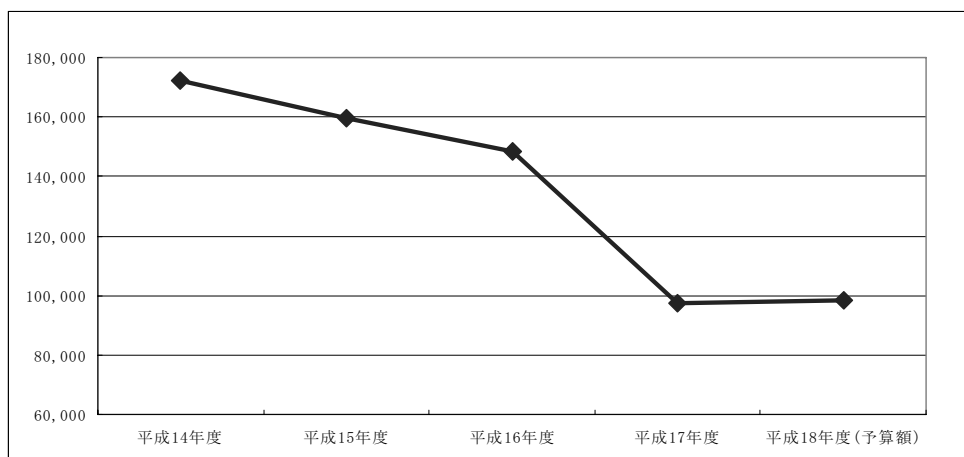
(ハ) 維持費等の概要

この愛媛県産業情報センターは、230～360万円程度の収入はあるが、ネットワーク管理費を含めると、年間1～1.7億円程度の維持費を必要としている。これは従前、財団法人えひめ産業振興財団に管理委託費として支払い続けてきたものである。最近4年間の状況を整理するとつぎのとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(予算額)
収入等	2,320	2,384	2,474	3,662	1,302
委託費	174,496	161,851	150,872	101,166	99,505
差額	△ 172,176	△ 159,467	△ 148,398	△ 97,504	△ 98,203

そこで、実質的な委託費額、すなわち愛媛県の負担額(上記表のうち「差額」の数値)を用いて最近の状況をグラフにしてみた。平成18年度については指定管理者制度が導入されているので、その委託料である25,997千円(指定管理者管理料)とネットワーク管理関係の73,508千円の委託料(委託料)の合計額から、行政財産使用料収入1,302千円を控除して、愛媛県の実質的な負担額98,203千円を算出している。平成17年度に至るまで、負担額は圧縮傾向にあることがわかる。



(二) (財)えひめ産業振興財団について

指定管理者制度導入以前、当施設は管理運営委託契約に基づき(財)えひめ産業振興財団が管理してきた。この(財)えひめ産業振興財団については、テクノプラザ愛媛の章を参照していただきたい。

(2) 外部委託先決定方法について

① 指定管理者の募集

愛媛県は平成17年9月、当愛媛県産業情報センターについて指定管理者を募集している。募集要項をみると、申請資格、審査項目や審査方法等が詳細に記載されている。また、県が指定管理者に支払う委託料は、年間29,442千円(消費税含む)を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めることが明記されている。

指定管理者募集の説明会には11社が参加しているが、申請をおこなったのは(財)えひめ産業振興財団1事業者のみであった。11社もの事業者が指定管理者募集の説明会に参加していることから、当該指定管理者業務の受託をめぐる市場があったということは容易に推認することができる。

ところで、平成17年度の委託料は1億円であって、上記約3千万円と大きく乖離する。一見、相当な経費削減が予定されているようにみえる。しかし、愛媛県産業情報センターにかかる経費のうち、施設管理関係(3千万円)部分のみを指定管理者制度に移行し、ネットワーク管理関係(7千万円部分)は、従前のごとく、(財)えひめ産業振興財団に随意契約の方式によって、委託を継続している。

② 指定管理者の決定

愛媛国際貿易センターの管理運営業務委託にて述べたように、施設の指定管理者候補者の選定を審査会で行い、この結果を受け、平成17年12月定例議会において、施設の指定管理者を指定する旨の議決を経て、本件指定管理者が決定された。

審査項目はここにおいても愛媛国際貿易センターの管理運営業務委託にて示したと同様の13項目(アからス)があり、うち2番目(イ)の「類似施設の管理運営実績があるか」という基準が存在する。各審査員が定量的に評点して比較するという手法が候補者選定過程の説明責任を果たすために採用されていることを考えると、確かに審査項目の一つではあろうが、評点する審査員がどのようにとらえるか、例えば「同規模の大きさの公共施設の管理運営実績」と解釈するなら、この項目についての評点は、通常の民間業者は甚だ不利になるであろう。民間活力導入という指定管理者制度の趣旨からしてどうしても必要だったかどうかという論点はあることを言っておきたい。

③ 随意契約について

既述のように、愛媛県産業情報センターの委託業務のうち、「ネットワーク管理関係」7千万円部分について随意契約により、(財)えひめ産業振興財団に外部委託をしている。愛媛県によると、その理由はつぎのごとくである。

「産業情報センターにおける愛媛産業情報総合ネットワーク管理運営業務については、中小企業支援法第7条⁹に基づく県中小企業支援センター業務等の理由から、平成18年4月1日から導入される指定管理者業務の対象外としたものであり、同業務は、愛媛県が県中小企業支援センターとして指定している財団法人えひめ産業振興財団が実施することが適当と認められるため随意契約とする。」

よって、本件ネットワークの管理運営業務について随意契約することは、中小企業支援法7条によって公益法人である同財団が指定されている。

(3) 委託金額の決定方法

① 指定管理者制度導入における委託料の積算と過年度の推移

(イ) 指定管理者制度下における委託料

まず、指定管理者制度導入以前の過去4年間の委託実績について示しておこう。つぎのとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	174,496	164,854	152,668	114,115
支出金額	174,496	161,851	150,872	101,166
前年度差額	33,565	△ 12,645	△ 10,979	△ 49,706
受託業者	(財)えひめ産業振興財団	同左	同左	同左

⁹ 中小企業支援法

第7条(指定) 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限って指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

1. 申請者が民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であること。
 2. 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であること。
 3. 申請者が次条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。
- 2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。
1. 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供(以下この項において「経営診断等」という。)を行う事業
 2. 中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達円滑な実施に資する経営診断等を行う事業
 3. 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業
 4. 中小企業者が行うエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第2条第2項に規定する特定物質をいう。)の使用の合理化並びに資源の有効な利用(同法第3条第1項に規定する資源の有効な利用をいう。)の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業
 5. 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断等を行う事業

減額傾向にあるが、毎年1億円を超える委託費支出が継続していることがわかる。既述のように、支出額全額がただちに愛媛県の負担になるわけではなく、年間2～3百万円程度の収入はある。平成17年度でみると、愛媛県の実質的な負担は1億円であるといつてよい。しかも、この数値はいわゆる現金収支計算によるものであって、減価償却費も金利負担額も考慮されていないということに留意が必要である。

ところで、既述のように、指定管理者制度導入に際しての委託料上限は、2,944万円と設定・開示されている。平成17年度の対象事業費は3,280万円であるので、インキュベート施設収入の年度差を考慮しないとすると金額にして336万円の差がある。指定管理者となった者は平成17年度の財団に比べこの金額の経営努力が必要といえよう。

(なお、財団は総資産は67.8億円、負債総額は39.8億円、正味財産は28億円という規模であつて、24.7億円の国債を保有する事業者である。)

(ロ) 従前の委託料との関係

ここで、現在の指定管理者制度下における委託料と、従前の愛媛県の実質負担額とを比較しておきたい。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	H14-16年累計
収入等	2,320	2,384	2,474	3,662	
委託費	174,496	161,851	150,872	101,166	
実質負担額(a)	172,176	159,467	148,398	97,504	
指定管理者制度下における実質負担額(b)	98,203	98,203	98,203	98,203	
上記実質負担額との差額(a-b)	73,973	61,264	50,195	△ 699	185,432
	43.0%	38.4%	33.8%	-0.7%	

従前の制度と指定管理者制度とは、その概要が異なるので、指定管理者制度下における委託料29,442千円との比較にはならないが、指定管理者制度移行の前年度、平成17年度、維持・運営費について従前の約3～4割ものコスト削減を達成し得たことには留意する必要がある。金額で見れば、5～7千万円という規模の圧縮である。

② (財) えひめ産業振興財団による収支計画

上記委託料を前提に、(財)えひめ産業振興財団が計画している平成18年度の収支計画はつぎのとおりである。愛媛県が指定管理者に支払う委託料と、指定管理者が再委託先に支払う委託料とは、いわゆる紐付き関係にはない。だから、下記「県委託料に対して占める割合」は不要との見方もある。だが、愛媛県が指定管理者に支払った委託料が、主としてどのように利用されたのかを把握する貴重なデータでもある。そこで、構成比の隣に「県委託料に対して占める割合」を表記することにした。(あくまで監査人の見方として示して

いる)

(単位：千円)

	項目	金額	構成比	県委託料に対して占める割合	再委託・現場業務等について	
収入	県委託料必要額	25,997	85.6%			
	施設等利用料収入	4,364	14.4%			
	その他収入	3	0.0%			
	収入合計	30,365	100.0%			
支出	事業の実施に関する業務経費	40	0.1%	0.2%	広告等(チラシ,パンフレット作成)	
	施設等の利用に関する業務経費	617	2.0%	2.4%		
	施設等の維持管理に関する経費					
	附属設備等保守管理業務経費	3,370	11.1%	13.0%	再委託	
	システム機器保守管理業務	5,500	18.1%	21.2%	再委託	
	清掃業務	1,549	5.1%	6.0%	再委託	
	植栽管理業務	839	2.8%	3.2%	再委託	
	保安警備業務	856	2.8%	3.3%	再委託	
	修繕経費	867	2.9%	3.3%	修繕管理	
	管理運営業務経費					
	人件費	6,040	19.9%	23.2%	人事管理	
	職員研修経費	20	0.1%	0.1%	人事管理	
	その他の管理運営に必要な業務経費					
	光熱水道費	7,708	25.4%	29.6%	支払等	
	運営事務費	577	1.9%	2.2%	支払等	
	保険料	24	0.1%	0.1%	支払等	
	消耗品費等	891	2.9%	3.4%	支払等	
	その他諸経費	2	0.0%	0.0%	支払等	
	印紙代	20	0.1%	0.1%	支払等	
	消費税等	1,445	4.8%	5.6%	支払等	
		支出合計	30,365	100.0%		
		うち、「再委託」集計	12,981	42.7%	49.9%	
		うち、「支払等」集計	10,667	35.1%	41.0%	

(財)えひめ産業振興財団より提出されている「平成18年度愛媛県産業情報センターの管理運営に関する事業計画書」によると、再委託する業務としてつぎの12項目が掲げられている。

夜間警備業務、清掃等業務、植栽管理業務、電気設備保守点検、消防設備保守点検
 空調機器保守点検、昇降設備保守点検、自動ドア保守点検、シャッター保守点検
 浄化槽清掃・保守点検、システム機器保守管理、揚水・給水ポンプ点検・受水槽清掃
 また、再委託する理由としては、「専門的な技術・知識及びノウハウを有している、専門業者に委託する」と記載されているのみである。

そこで、本件愛媛県産業情報センターについて愛媛県が支出する委託料に対して、再委託に要するであろう費用が占める割合をみると、およそ5割に達することがわかる。全体構

成比でも4割を超えるものとなっている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況等

① 執行状況の把握について

問題提起については、テクノプラザ愛媛の章を参照されたい。重複を避け、監査の結果のみを後述することにした。

② 大規模修繕計画の必要性

①同様、テクノプラザ愛媛の章を参照されたい。

③ 年間1億円を負担することの妥当性

指定管理者制度を導入したとしても、愛媛県産業情報センターを維持するための愛媛県の負担が零になるわけではない。いうまでもなく、既述のように、毎年1億円という委託費支出が必要になるのである。施設管理関係の指定管理者である(財)えひめ産業振興財団に3千万円、ネットワーク管理関係の随意契約事業者である同財団に7千万円の支出が必要になるからである。さらに、大規模修繕コストも必要になるであろう。

そうすると、愛媛県民にとって、施設管理及びネットワーク管理の合計として年間1億円という支出が必要であり相当であるのか否か、県は常時、検討する必要があると思われる。この1億円という委託費が算出される計算過程をみると、当該計算は、愛媛県産業情報センターの継続運営を前提とした積算であることが明らかであろう。

愛媛県産業情報センターの設置目的は、IT化と新規事業をサポートすることにある。当該目的は、行政が担うべき役割として正当なものであろう。他方、年間200万円の利用に対して施設管理費用3千万円、ネットワーク管理費用7千万円を投入し続ける、という手段が正当であるというためには、当該目的を達成するために当該支出を必要不可欠とする事情が存在しなくてはならない。換言すれば、他により効率的効果的な手段がない場合に限って、当該支出が正当なものと評価されるのである。

そこで、平成17年度(平成17年4月から18年3月まで)の収入状況を見ると、施設使用料収入年間合計2,360千円のうち、「インキュベート・ルーム」の利用収入が1,613千円であって、約7割を占める。目的達成のための主たる手段は、インキュベート・ルームの提供にあるとあって過言ではない。他に会議室や研修室利用による収入があるが、これら施設は、愛媛県産業情報センターに限られる特別な施設ではないからである。

インキュベート・ルームとは、経済を担う新たなリーディング産業のひとつとして期待



されるIT関連分野での創業者を育成・支援するための施設である。入居対象者は、IT（情報通信技術）関連分野の事業を行う者、「創業予定者」または「創業後間もない中小企業者」で、支援を必要とする個人・会社、入居後は本施設を主たる事業所とし、本施設を退去後も愛媛県内で事業活動を行う意志のある者とされている。主な特徴は、365日24時間の利用、インターネット通信施設（20Mbps 常時接続）の利用、商談室・ミーティングルームの利用ができること、経営相談や研修実施など創業者サポート体制があることである。

このような部屋が県庁所在地である松山市に極めて低価格で用意されていることは、IT化や新規事業化を企図する事業者にとって利便性がとても高いものであるようにみえる。およそ、空室待ちがあっても不思議ではないと思うのだが。

それにもかかわらず、現状をみると、平成19年2月現在、全体8室のうちその4割に相当する3室の部屋が募集中という状況であった。（なお、平成18年10月からこの2月までは3室募集中であったが平成19年4月には8室全て埋まる予定である。）もちろん、入居のタイミングもあろうが、利用者側の求めるニーズに十分応えることのできる施設ならこのように空室が続く可能性は薄いと思われる。ちなみに、指定管理者からの報告書は、「利用者等からの苦情はなし」との1行で片付けられているのであって、ニーズに対する不一致原因の調査分析や改善対策は検討されていないようにみえる。なお愛媛県によると、ホームページ、ダイレクトメール、広報活動等により営業活動は実施されており、平成19年4月には満室になる予定とのことである。今後の推移を見守る必要がある。

なお、IT化サポートを目的としながら、専用線による20Mbpsの常時接続しかできないという現状は、どうであろうか。家庭用とだだちに比較することはできないとしても、今日、光ファイバーケーブルが各家庭にまで広くかつ低価格にサービスを提供する時代である。その速度は5倍の100Mbpsでのサービス提供は常識化している。しかも、研究室レベルでは1Tbps(1000Gbps)以上の転送速度を実現した例が報告され、さらなる高速化を目指した研究が盛んになっていることは周知であろう。県によると20Mbpsの速度であっても、一般普及型の回線に対して相当に高い安定性が保証され、通常の子会社のIT利用関連業務については支障がないので、なんら不都合はないといわれるが、もっと利用者等の声を聞けなかったが、又安定性はあっても速度がこれではどうなのだろうか？

(5) 愛媛県と指定管理者との関係について

上記同様、テクノプラザ愛媛の章に問題提起をしている。監査の結果のみを後述することとしたい。

II. 監査結果

(1) 指定管理者の募集・審査基準について

指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正な競争市場と公平性が保証されているようにみえる。しかしながら、この審査項目内に「類

似施設の管理運営実績がある」という要件は、審査員である評点者の解釈によって他の同じような公的施設の管理運営経験のない民間業者が不利な評点を受ける可能性を持ち合わせている。民間業者にそのような規模の公共施設の管理運営経験を求めるのは無理があるからである。次回以降、工夫が必要である。（意見）

(2) 審査会における審査について

審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにもよったのではないかと感じる。指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのだからであるがいかがであろうか。（意見）

(3) 再委託について

地方自治法第244条の2第10項は調査や指示が「できる」と規定しているが、同11項には、指示に従わないとき、指定の取消処分や業務停止命令ができるとされており、行政庁には強力な規制権限が付与されている。本件(財)えひめ産業振興財団による再委託についてみれば、財団会計規程第28条に基づき、愛媛県が行う契約の方法に準じておこなっており、よって県は再委託先選定過程等について現地調査を実施しており、現地で再委託に関する書類を確認しているようである。今回の包括外部監査にて県の各種委託業務について従前に1者随意契約としていたものでもその業務を見直し、できる限り一般競争入札とすべきという見解を示しているが、財団においてもこれを踏襲するよう指導していただきたい。（意見）

(4) 愛媛県産業情報センターの設置目的と現状について

現状をみれば、「愛媛県産業情報センター」という施設を施設管理費として3千万円、ネットワーク管理として7千万円の計1億円の支出をしながら提供することが、上記目的に対して有効的なものとして効果的に作用しているのかどうか、このテーマは常に意識していただきたいし、又指定管理者にも意識していただきたい。

施設を造ったから当然のごとく、指定管理者制度によって外部委託するのではなく、まず外部委託の前提である施設継続の必要性それ自体について検討すべきである。（意見）

(4) 愛媛県と指定管理者である(財)えひめ産業振興財団との関係について

(財)えひめ産業振興財団の基本金は25億円であるが、このうち愛媛県は9.5億円を負担しているという事実であるし人的関係も密接である。

このような状況下で、一般の事業者が、「指定管理者制度」創設の法意に立ち返って当該指定管理者という市場に参入するには単なる公平性以上のものが必要と思われる。(2)に

において審査会のことを述べたが、それ以外においても今後の課題として検討して欲しい。(意見)

(5) 大規模修繕計画とその必要性について

修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながるものであるから、地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。愛媛県は早急に、具体的詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要がある。(意見)

(6) 委託業務の執行状況の具体的・実質的把握の必要性について

約4割に当たる3部屋が半年間募集中という状況は、利用者側の求めるニーズに十分応えることのできる施設ならこのように空室が続く可能性は薄いと思われる。ちなみに指定管理者からの報告書は、「利用者等からの苦情はなし」となっている。空室をたまたまとみるのか、ニーズに対する応えができていないとみるのかで大きな違いがある。委託者である県は、指定管理者に一括して業務を行ってもらっていても、自ら具体的実質的に愛媛県産業情報センターの管理状況を把握して欲しい。そうでなくては、愛媛県産業情報センターの進路方向の必要性や将来像を有効に描くこともできないからである。(意見)

(10) 予定実績の比較の必要性和審査の正当性

平成19年3月末を迎えると、平成18年度の実際の経営成績が明らかになる。愛媛県は、指定管理者が事業計画として提出した内容と、実際の経営成績とを比較し、審査会の審査の内容が適切であったのか否か、再度確認する必要がある。事後的ではあるが、審査会の審査基準の正当性を保証することになるからである。(意見)